

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和6年2月28日

事業所名 鈴鹿市第1療育センター

	チェック項目	はい	いいえ	わからない	工夫している点・課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6	15	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ST室が不足している。また、発達検査が館内でできないのは利用者にとっては負担が大きいように思う。</li> <li>・親子同室だといっぱいになる。また部屋の都合上、訓練を少し待っていただくことがある。</li> <li>・療育道具の収納場所が少なく(道具が多い?)廊下にも出ている状態。部屋のスペースも狭い。</li> <li>・クラスによっては利用定員が多すぎたり、療育用具の保管場所もない。</li> <li>・9時の予約が取りにくいことがある。他の訓練室の空き状況を共有し合って対策している。</li> <li>・療育内容によって設定するものを工夫している。</li> <li>・空間の有効的な利用を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練室が不足しているため、他の空き部屋を利用したり、また第2療育センターとも連携しながら、各部屋の有効活用に努めていきます。</li> </ul>
	2 職員の配置数は適切である	11	10	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数はぎりぎり。</li> <li>・少ない。支援が必要で利用されているのに適切な支援が行えていない。職員の休みも取りにくく時間外も増える一方。</li> <li>・職種でばらつきがある。</li> <li>・休みを取ると集団療育が回らないため、休みが取りにくい。</li> <li>・療育内容によっては不足を感じることもある。</li> <li>・配置数は適切であるが、クラス(利用児)によって人数が足りないと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切で安全な療育活動・訓練活動が行うことが可能な職員配置を維持していくように、職員確保に努めていきます。</li> </ul>
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	18	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚支援の活用等で工夫している。</li> <li>・視覚的支援を行っている。</li> <li>・壁面の飾りはいらなと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の飾りについて、利用者様への刺激を減らし療育活動により集中していただくために、見直しを図ります。</li> </ul>
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	20	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋の環境は刺激が多いので改善を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の飾り含め部屋の環境について、上記記述のとおり見直しを図ります。</li> </ul>
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	19	3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週案検討、療育会議、職員会議などで情報共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門職の代表が意見交換を行う運営会議や職員全員が参加する職員会議の実施などを通して、PDCAサイクルの実現に向けて、取り組みを進めていきます。</li> </ul>
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	22		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の思いを職員間で今以上に聴く必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者様向け評価アンケート実施後、アンケート結果を職員会議にて報告し、改善に向けての協議を実施していきます。</li> </ul>
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	22		1		
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	17	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価は行っていない。</li> </ul>	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	22	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水曜日の午後に月1~2回の研修を行った。</li> <li>・年10回以上行っている。</li> <li>・職員の資質向上のため、研修の回数(内容)を改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間通して、職員研修会を定期的実施し、職員の資質やスキルを上げることに努めています。また外部研修について、随時職員全体へ周知して研修の機会を設けています。</li> </ul>
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	22		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントの方法を改善している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者を中心に、相談支援専門員や各専門職と連携し、計画を作成しています。</li> </ul>
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	17	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントツールがない。</li> <li>・対象児のみ訓練士、心理士が評価している。</li> <li>・療育・訓練・心理のそれぞれの分野で評価を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者様の発達段階に応じて、アセスメントや発達検査を実施し、検査結果を支援につなげています。</li> </ul>
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	21		2		
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	21		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援計画に沿って記録している。</li> </ul>	

	チェック項目	はい	いいえ	わからない	工夫している点・課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
適切な支援の提供	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	20	1	2		
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	20	1	2		
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	21		2		
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	22		1		
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	22		1		
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	22		1		
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	22		1		
関係機関や保護者との連携	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	19	1	3		
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	20		3		
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	20		3		
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	18	1	4		
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	22		1	・引継ぎ会を実施している。	・引継ぎ書の作成や引継ぎ会へ出席、また入園後の保護者様からの依頼に基づいた保育所等訪問支援を通して、各保育所(園)・幼稚園等と情報共有を行い、連携を図っています。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	22		1		
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	21		2		
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	13	8	2	・必要に応じて交流保育を利用いただいている。	・市と連携を図り、地域の保育所と交流保育を実施しています。
	29 (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	18	3	2		
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	23				
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	19	3	1	・今現在第2療育センターで行っている。 ・準備中。今後行っていく予定。	・今年度12月から第2療育センターにおいてペアレントトレーニングがスタートしました。来年度から、第1療育センターにおいても実施に向けて協議検討中です。
保護者への説明責任等	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	21		2		
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	21		2		
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	21	1	1	・定期的でなく、その都度実施している。	・保護者様からの相談について、随時児童発達支援管理責任者や心理士を中心に、対応しています。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	10	10	3	・会等は開催されてはいないが、日頃から保護者同士つながりが持てるよう、気にかけている。 ・スノーズレンなどの活動中に保護者同士が関わられる時間がある。	・父母会はしていませんが、保護者様向けペアレントトレーニングの実施に向けて、協議・検討中です。

		チェック項目	はい	いいえ	わからない	工夫している点・課題や改善すべき点など	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	21		2	・待ちを作らないよう、随時見学・入所の対応をしている。	・保護者様が気軽に相談できる体制づくりを、児童発達支援管理責任者や心理士を中心に、より一層整備してまいります。 ・保護者相談を気軽にいただけることを目的としたチラシをセンター内に掲示しています。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	20	1	2		
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	22		1	・写真については、個々に確認の上、使用している。	・法人(鈴鹿市社会福祉協議会)の個人情報保護規程に基づき、随時対応しています。 ・個人情報に関する書類を鍵付き棚へ保管することについて、職員全員へ周知徹底しています。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	22		1		
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	13	8	2		
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	19	2	2		
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	22		1		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	20	1	2		
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	20	1	2	・保護者の聞き取りにより対応している。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	21		2		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	21		2		
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	15	5	3	・身体拘束を行う必要のあるケースがないため、組織的に検討していないが、検討しておく必要がある。	・法人内に「身体拘束等の適正化検討委員会」を設置しており、不適切な拘束行為が行われていないか、委員会内で協議を行っています。